

# 天明七年の御所御千度参り

井ヶ田 良 治

## 目次

はじめに

I. 京風の米よこせ

II. 町衆の動き

おわりに

はじめに

天明七（一七八七）年の米の高値が江戸大坂などで大衆的な米の廉売要求、いわゆる「米騒動」をひきおこし、それが田沼政権の最終的崩壊と松平定信の登閣・寛政改革の幕開けとなったことは日本史の常識となっている。ところが京都では、同じ年の米価高騰にもかかわらず米騒動は起こらなかった。杉田玄白の記録『後見草』によると、「……（日本全土で）騒がぬ国は少なしと也、其中に皇都はさすが宮古にて、人の心もさわがしからず、近郷近村の

雑人ども二百三百打群て九重之御門御門に立向ひ今年豊年になし給へと祈り申奉り、或は賽銭擲て伏拝むも有しとなり」と記している。二十年近く前にそれに関心をもって、天明七年の暮れに口丹波におこった百姓一揆を検討した際、簡単に紹介したことがあった。<sup>(1)</sup>すでに京都市史『京都の歴史』がその事実を紹介しているし、最近では、塚本明氏や藤田覚氏が、それをめぐる諸問題について詳細な研究を発表している。<sup>(2)</sup>とりわけ、藤田覚氏は一九九四年九月『幕末の天皇』（講談社選書）で多彩な史料博搜の上で詳細な記述をされ、その全貌がほぼ明らかになったといえるので、ここでは、氏の紹介しておられない史料を追加的に紹介をすることをかねてこの御千度参りの経過を辿り、その実像をより正確にしたい。

史料としては、すでに「乙訓文化遺産をまもる会」の古文書部会で解説したことのある大原野の上里の大島直亮家文書中の日記と<sup>(3)</sup>長岡京市友岡の鞆岡達雄家文書中の『御所司代様町御奉行様歴代控並米値段京都類火□□』と題し「天保七（一八三六）年申霜月写之西村」という跡書をもつ史料とがある。<sup>(4)</sup>前者は、三条西家の公家侍の家の日誌であり、後者は、歴代所司代京都町奉行の書上げと天明七年の千度参りや天明八年の京都の大火の伝聞記録である。以後、前者を史料A、後者を史料Bと略記し、注記では（A）（B）とする。また、この事件の経過を知る上での基本になる史料として、西村近江の「乍恐奉言上写——米穀高値二附一件留書」（文化十五年一月写、長刀鉾町文書、京都市歴史博物館）がある。史料C、（C）と注記する。

さて、これら民衆の運動の実像を明らかにするためには、単に確実な歴史的事件を確定するだけではいけないであろう。また古くからの寛政改革史が叙述してきたように、田沼政権と交替した松平定信の京都所司代・奉行の改替と

のかかわりの解明のみでは不十分であろう。民衆の運動は、その運動をめぐって生じる民衆の動向、意識、また、行動のなかで生まれる新しい心性、ジョルジュ・ルフェーヴル以来の革命的心性といわれた民衆運動のマンタリテや、最近では、ダイナミックな社会的実践のなかで流動し複雑に変動してゆく表象、Roger Chartier ロジエ・シャルチエのいわゆる representation ルプレザンタシオンをも念頭においてこれをたしかめなければならぬ(5)。そのため、ここで使用する史料の多くは、当時の民衆のなかで流布され、書き留められた伝聞史料や見聞録・日記、伝承的記録である。これらの史料は、一般に民衆の間で流布されながら形づくられる過程で、様々な誇張や推測をも含みながら最終的には文学的形象をもつにいたったものであり、それだけに、当時の民衆がもっていた内面心情の表白として、当時の為政者への思いや世相にたいする行動的表象なども示している。その点でいわゆる客観的な事実を語る史料とは異なるが、事実史料と矛盾したり、事実史料によってその架空の創作性が確認されないかぎり、伝承の作り手や記録の書き手の内面を映しだすものとして、新しい歴史像の造形に役立つものである。新しい歴史の創造者たちの驥尾に附してそうした伝承的記録を試用してみるのが一つの狙いでもある。

## I. 京風の米よこせ

### 1. 背景——米価高騰

享保七(一七二二)年京都の米は百文に一升二合と高騰し、都人がそれまでに経験したことのない高値だといわれ、翌享保一八(一七三三)年には百文に八合という未曾有の高値になった。幸いその後五〇年間は京都では米価は百文

に一升五六合より高くなったことはなかった。ところが、天明三（一七八三）年の米不足で春から米価が値上がりをはじめ、天明五年には百文に一升三四合、天明七年春には七合になり、「五月末六月二至り、土用差入迄又々雨天がち二而、只々高値二成、此節（一升）式百五拾目之売買」（A）、つまり百文で四合程度のまさに「天地開闢以来未曾有之高値」（B）となった。かくて、「世間一統困窮仕、都鄙とも二至て貧困之輩ハ乞食に出るも有、又袋籠杯を持候而檉之実を拾ひ雑菜を摘ニ出ル者夥し、か様之時節なれハ、日雇かち荷持之騒ぎハ一向無候故、猶更其日くらし之人ハ難儀仕候」（A）といった悲惨な状況におちいったのである。

古来飢饉となると、寺などで粥施行が行われた。天明七年のこの時も、施行が町々で行われ、富裕な商人は卅式文五拾文づつ貧人へ施し、さらに米壹升を添えて施した人も多かった。質屋は常々質を置きにくる人に施したという。三井・大丸・白木屋などの名家や、数千の借家をもっていたと言われた岩垣長門之助をはじめ、富豪の人々はその借家の借料を施しのために数ヶ月も徴収しなかった。もつとも全ての富豪が有徳の人ではなく、なかには強欲な商人もあった。なかでもあくどい稼ぎで有名な麴屋町四条の近江屋忠蔵は近江の産で、もともとは医学修業のために上京したのだが、どうした因縁か米屋となり、投機を好みこの両三年だけで数千貫の利益を得たことで名高く、南宮というあだ名をつけられた。その彼が米を買い占めているので米価が高騰しているのだという流言がひろがり、五月十五日の夜に南宮の家が打ち壊されるという噂がでた。あわたて忠蔵は出入りのやくざを頼んで自分の店を警護したが、噂ばかりで何事もなくすんだ。彼はその悪評を逃れるために三〇〇俵の米を施行するとその善行の意思を派手に宣伝したが、いつ実行するかもしれないなかった。町役人が施米の準備として再三困窮人の調査をしているのに何日に実行する

のかと詰問したので、四、五日たってからやっと一人に一升二合五勺づつ施行することとなったが、彼の奸欲を憎んで受けない人が多かつたという（B）。

## 2. 御千度参り

この年の米価高騰のために江戸・大坂で五月から米屋の打壊しが起こったことは有名で、大島家の日記にも次のように書きとめられている。「江戸ニ而ハ誰となく徒党いたし、富家を乱逆仕、金銀米穀を盗取事数百家ニ及、大坂又是ニ同し、其外諸国繁花成土地ハ右躰之事トモ有之候由也、京都風聞斗ニ而、いまた何事も無之候」（A）。

京都で米騒動がおこらなかったのは米が不足していなかったためかというところ、そうではなかった。全国各地で米価が高騰すると、領主たちは米不足にそなえて米の他国・他郷送りを制限する。津留である。「諸国諸方共領分の人民を御憐愍にて御厭ひニ付、正米蔵物納屋物共他領へ売出す事を被制、津留に成たる」。だが、その結果他の地以上に困ったのは京都であった。「京都者万物貢所なるに米穀共不通に登らす兵粮詰と成」（C）<sup>6</sup> ったからである。当時の京都の米は、北陸方面や近江からの米が天津から牛車で越えてくる道と、大坂方面から淀川をのぼって伏見で陸揚げする路とがあった。それが津留になったのでは人心の不安も増すばかりであったから、そこで京都の町奉行所は大坂へ連絡して京登を免じられるように交渉したことを京都の町に触れ出したという（C）。「大坂表より持登米之義早々懸合遣候間、米屋とも小買ニ参候者如何様とも取斗置、少々宛ニても米売渡可遣候」と記した五月二八日の町代梅村七左衛門名の京都町触<sup>6</sup>がそれであろう。さらに町触は、「米売登之儀、於大坂表指免候様当表米会所之もの申立候ニ付、

彼地町奉行へ追々申遣候所、彼表ニも此節払底二候へとも、当地差支候趣無余儀候二付、米穀共取交積登有之候様、彼地町奉行より申来候間、尚此上大坂表着米次第追々当地登米も有之事二付、夫迄之所町々尚申合随分儉約いたし、先達も相触候通、身軽者は勿論身上宜もの二而も日用粥ニいたし、麦或ハ雜穀等をも取交相賄、是迄之日用尚亦相減候様相詰<sup>(7)</sup>とある。すでに六月二日には江戸大坂などの米騒動の蔓延を恐れて次のような触れを出している「米穀高直二事寄セ、先月中他国於他所多人数集、人家を壊及狼藉候儀共在之趣候処、当地之儀者右躰之儀も無之、全町役之者共示方行届、軽キ者共も右ニ随ひ慎方宜故之事と相聞得、一同奇特成事二候、(中略)」もつともこの触れによると、「先月中当地町家を壊候風聞有之を取用ひ、見物ニ馳集候者共有之<sup>(8)</sup>」といっているから、物見高いのは江戸に限らず、京都でも同様で、何時米騒動が起こっても不思議ではない情勢であったのである。

六月六日には、地頭用でない米を地頭用と称して囲い置くのを不埒として取り締まる旨の町触れを出しているから、領主の買い込み、買い溜めを禁止して、米穀高直と不足への不満が為政者への不満へと高まらないよう、神経を使っていた様が窺える。地頭用の米囲い禁止は八月六日にもでている<sup>(10)</sup>。

京都の町衆が動き出したのはその直後であった。六月七日に禁裏へ参るものが出てきた<sup>(11)</sup>。京都町奉行所の与力を退いた神沢杜口の『翁草』には、「誰が願ひそめけん、大内山へ歩み運び、五穀成就、我此土安穩の事を祈て、御築地を廻る。はじめの程はちらちらと見えわたりて、さのみ群来るとも見えざりしが、日を追て人数相増、同中頃に至ては布引の如く人参りつどふ、ひとえに戸渡る蟻の如し」と記している<sup>(12)</sup>。史料Bでは、九日から一四、五日まで禁裏御千度参りとあるが、その数についてみると、『杉浦家歴代日記』で十日に一万人、『大外記師武(中原)記』では三

万人とあり<sup>(13)</sup>。史料Aでは、「群人禁中へ参り昼夜を分ず御千度御百度仕候、始之程ハ数百人に過ず、追々人増し、日二幾千万と云数知れず、唐門南門之中へ賽銭を上ケ候事甚以夥し」と誇張して数を記している。

御千度参りは築地の周囲をまわるのである。現在の御所とちがって、当時御所の周囲には空き地はなく、びっしりと公家屋敷や民家がたちならんでいたのであるから、数万の群衆というと大変な雑踏であったと思われる。興味深いのは、その時期である。六月のこの頃というところちょうど祇園祭りの期間となり宵山の時期で、京都の町衆はもろろん京都以外からも多くの人々が見物に上洛する季節である。特定の仕掛け人がいたとは思われないが、最盛期には一日数万人という群衆が御所築地をまわったのである。『翁草』には、「下の御所、女院御所よりも赤飯の類の御施行を賜、有栖川宮、一条殿、開明院（桜町院後宮、姉小路定子）御方、御門前には、湯茶杯をもうけられ、参詣の者の飢渴を助けらる、朝参の人々も、数万の人を避て、道のかたへを往来せらる、畿内近国に伝へ聞て、我も我もと洛に登り、歩を運ぶ故に、さしも大内の広小路、錐を立るすきもなく、松垣の茶屋も、手の舞足の蹈む所を覚えず、人舎りも所々せきて、容易くは分け入がたし、殊に大坂辺夥く登り、淀渡りの船も、御所参りといへば、賃銭も安くせりとかや申侍る。されば世の静謐を御所へ願ふは、稲荷へ福を願ふよりも当然の理、などか納受あらざらんや。さればにや、諸社諸山の御祈り、また関東への御沙汰も有なんやうに承り侍ぬ。よその国には、異なる騒ある中に、左計り奸しき今の世にて都の情はかくの如し、都鄙の人情の美醜是にて思ひ測るべし<sup>(14)</sup>。」と述べている。仙洞御所や女院御所で赤飯を施行し、有栖川家や一条家では湯茶を接待するという。大坂から京都へ淀川をのぼる舟賃も御所参りというとなくなるというから、近畿一円は異常な興奮に包まれたのであろう。神沢杜口も「我も老さらばひたる遊民ながら、此

の願ひに漏なば、あめつちの罪を得ん事を恐れ、老足を励し、此程御所へ詣<sup>(15)</sup>でき」と、元町奉行所与力の身でありながら、ついに御千度に参加している。

### 3. 朝廷と幕府の交渉

さて、『翁草』に「関東への御沙汰」があつたという噂をしるしているが、それが藤田氏の解明した御所と幕府とのやりとりである。

築地をまわるこの雑踏の音を聴いた当時の光格天皇と後桜町上皇は、それが世上困窮飢渴死亡するものが数多いことから起こっていると知ると、いたく宸襟をなやまされ民を甚だ不憫に思い、古代以来何回か行われてきた施米賑給の方策がないものかを公家の協議にかけられないか、あるいは関東(幕府)から救米を出させることはできないかと関白に何回も尋ねた。そこで時の関白鷹司輔平は武家伝奏油小路隆前・久我信道の兩人に対し、所司代戸田因幡守に掛け合うよう命じた。六月一二日のことである<sup>(16)</sup>(油小路隆前卿伝奏記)。一日おいて一四日、戸田因幡守が参上したので、伝奏はその旨を伝えた。御所の天皇から幕府に対するもつとも厳格な意思の伝達は演説書の草稿を作っておこなわれるのだが、一四日の伝達は、関白の意もあつて書付を渡したが、「尤以演説書申談候訳二而は無之、誠申取無相違ための書付候由呉々示之」とくどくどと弁明している。幕府に対して命令権も指揮権もなかった御所の異例の申し入れであるからである。藤田氏はこの弁明について、最初のこのおどおどした態度から、やがてこれを先例として、幕末の天皇が君主意識を強め、幕末の対外危機のなかで天皇の権威を高めていった過程を明らかにしている。幕府の

対応は次のように要約できる。

六月一四日に伝奏が申し入れをおこなうと、これに対して戸田因幡守は、すでに江戸へ京都の情勢を報告してかれこれ掛け合っていることを説明した上で、さらに工夫の処置をしましょうとの返事をおこなった。

事実、六月二三日になると、江戸の老中から所司代戸田に対し、五百石までの救米を放出してよいという許可があった。<sup>(18)</sup> 戸田が伝奏からの六月一四日の書付や御千度参りのことを老中に報告したのが六月二八日であった。

所司代から報告を受けた老中は、この件を勘定所の評議にかけ、先に決めた五百石の上にさらに必要ならば、所司代の判断で追加措置をしてもよいという指示を七月一八日に出した。<sup>(19)</sup>

このように、所司代の困窮民救済米放出が計画されたことはされたが、いかにも遅々として実行されず、むなしく時間をすごすその内に、一時静謐になるかと思われた御千度参りが再びもえあがり、築地内に入り込むものさえ出てきた。八月一日は八朔で夏の挨拶の日であったが、その折に関白鷹司は所司代に直接会って話したい旨の申し入れをおこなった。これに対して所司代は、このようなことで関白と所司代が話し合うのは先例があるだろうかと問い返し、伝奏が宝暦年間の先例をのべると、因幡守は、「先々の儀年久中絶候、当時関東之振如何可有之哉」と関東の意向にこだわった上で、「当時人氣立候節故兩人（伝奏）并因幡守関白殿へ参入候ハ、彼是附会之説可出来候歟、暫御猶予可有候哉、救米の儀ハ近日可申渡候<sup>(20)</sup>」と答えている。幕府の意向とともに、世間の噂にも配慮して消極的だったのであろう。ただし、築地内へ雑人が入り込むことについてはなんとか処置しましょうと答えている。

八月五日、伝奏兩名は関白に会い、「一因州申救米千石町奉行へ申渡候由之事、一同申築地内雑人入込候義差留之

事」と報告、八日には、関白からの返答案を殿下に見せ、九日に雑人の築地内入込を禁止することについて関白の許可がおりた。

## II. 町衆の動き

### 1. 御千度参りの再発

所司代の処置が遅々として進まないままに、町の中ではどうだったであろうか。御千度は六月末に一時静謐に帰し、そうだったが、一向に実施されないからであろうか。七月四日には、再び御所御千度が再び勢いを盛り返したらしい。「六月下旬二至り壹度ハやミたるが、七月二入、又はじまり、七月四日古京西陣ヨリ数千人出て来り、この間暫く中絶したるニ、又御千度始メタリ、何故とおもひしに、其翌五日東御役所へ訴出ニ出たり、其趣ハ、米相場高直ハ米会所之私曲ヨリ起コル故ニ、大坂を初メ近国者漸下直ニ相成ル、京のミ至而高直なれば、願くハ糺明あらん事を乞との詔訴也、町奉行丸毛和泉守許容ありて各退去せり、尤願人ハ西陣組之内百廿五町総代として何某今年六十八歳將に此訴をなさんとおもふ妻親族に暇を告ていふ、人古キも死せざる者ナシ、予が一人之命を以百万国を救わんと欲ス、町奉行若許容ナクハ所司代へ訴へ、是又許諾ナクハ直ニ江戸ニ下り、御老中へ愁訴して、安否ハ天に任せんとのみいへり、嗚呼真の豪傑ナル哉」(B)

この六十八歳の真の豪傑が何者だったかは明白ではないが、後に述べる事実からみて、西陣組の総代とは、西村近江を措いては他に無いと考えられる。もちろんその積極的な証拠はないけれども、情況証拠からするとそれ以外には

考えられない。

このように、七月にはいつてからの御千度参りは六月のそれとは異なり意図のないし計画的なもので、幕府救米の実施の遅れを追及しようとして企てられたものであったと思われる。六月廿二日に許可された救米五百石をおくればせに施行するためであろう、七月七日町奉行丸毛和泉守は、洛中洛外の町役を招集し、救米として五百石を出すので、町々の困窮人を調査して届け出よと命じた。町役たちは喜んで翌八日にその名簿を提出したが、与力たちはそれを見るなり町役を叱りつけ「此名簿二記ス所之者、皆各家業有之、其業を以渡世するや何之窮すると言ふ事あらん」(B)という。そのなかに尼さんの名があったところ、与力はこの尼は平生何を渡世にしているかと尋ねるので、町役が托鉢して命をつないでいますと説明すると、与力たちはまたも町役を叱りつけ、托鉢という家業があるのに何で尼を困窮者というかといったという(B)。奉行所は出来るだけ施行を少なくする方針だったのであろう。

こうした奉行所の態度に町役たちも呆れ果て、そこまで厳格な基準に照らすとすれば、私たちの町には困窮人はありませんと答えざるをえなかった。こうした奉行所のやり方に辟易してあえて再度の要求をしなかった町には米は一粒も当たらず、与力が何と言おうが、強引に施米を要求した町々は救米を獲得したとある(B)。

## 2. 丸毛和泉守

悪名高かった近江屋忠蔵は、「戸田因幡候の府中に立入、用人加藤治兵衛へ賄賂し懇意を結び、其手引より府尹丸毛が府に至り、日々夜々に立入米直高直に可成手段を目論見てハ米を買<sup>(21)</sup>」って懐を肥やしていた。彼が南宮とあだ名

されたのは、三十年程昔に南宮左中將と名のり大名を騙って歩いた曲者に顔がよく似ていたので、博奕の席で南宮とあだ名されたという。五月以来、米不足になると、人々は、「南宮忠蔵買ひ占めをするハ東府尹（東町奉行）同意す、よつて丸毛和泉守ハ商人なりと、即ち丸屋茂兵衛と異名しておおいに悪しざまにいいふらした」という。これを気にした丸毛はなにか名案はないかと相談したところ、米三千石を買付け、京へ搬入し、施行したなら如何かというので、米を大坂で買付けさせたところが遅れに遅れ、その内に米が値下がりし調べた値段よりも六十目も安くなってしまい、買いつけ値段で市中に売ることならず、といつて役所の損金にもできず、米屋たちに割りつけて高い値段で買い取らせて事を済ませた<sup>(22)</sup>（『京兆府尹記事』）とある。しかし、そう書き記した『京兆府尹記事』の評価は、「丸毛の心疾の病」の故とする、他の伝聞史料よりは同情的なものである。

それに反して、史料Cの西村近江などは、丸毛に対してもっとも評価が厳しい。「東御役所御町奉行丸毛和泉守殿之御計ひのやうに専尊をいふたる事二者、米会処、右之節何やら御吟味之事あつて、会所之者共米直段之仕方悪敷などとて咎蒙仰せ、引き籠りながら、内証者御役所之処馴合、大津表を米値段一統二百五拾匁位ニ定め取、京中の米江式百匁計にして御払米とて売附られ」、その上俵の内容が減つていても、升通りの米の量として買い取らせ、損は米屋の内損という難儀千万なるやり方であつたという。こうして、巷間では、米一石につき、五拾匁程の奉行所の儲けとなるような仕組みだとささやかかれていたという。その米高は二、三千石と噂された。此の利潤に味をしめたのか、丸毛殿と米会所とが相談して、大坂から米三千石を京に上せることを通達したが、米の届く日数が三十日も遅れた。奉行所はその米を高い値で米屋へ渡そうとしたが、前の苦い経験があるから、米屋もおいそれとは引き取らない。そ

の内八月中旬になると、各地の新米もできてきたし、古米も諸国から京都へ搬入されるようになり、米の値段がどんどん下り百匁にもなってきたので、大坂米の三千石の赤字は丸毛殿の損失となり、引き取れと言われた京の米屋も断る始末であったと記している。

### 3. 西村近江

さて、この折に丸毛の大坂米三千石と競合したのが、鷹司輔平が手配した米三千石であったというのが、西村近江の言上書の説明（史料C）である。

彼は「鷹司殿其外御堂上方ノ御扇米の世話<sup>(23)</sup>」をしていた出入り商人であったが、「室町通中長者町西南播磨屋久兵衛呉服物染物請取等致商売ニて纔之渡世方の商人」と、「烏丸六角下ル町東側川際三木長兵衛乱舞方能囃之鼓太鼓職商人」と共に、八月一九日に町々に次のような回状をまわした（C）。

#### 町々申継口上書写

唯今下良松沢平七様御出被仰聞候趣

一、禁裏様え先達而京中々追御願申上候儀達御聞、鷹司様々尼崎え米之儀被仰付、京都米払底ニ而下々之者共及難儀候、依之其方より上米相調、早々京都へ差登せ候様被仰付候処、折節殿様御在府ニ付、御尋被遣、彼是三十日致延引、御返答有之委細奉畏候、何程ニ而も差登せ候様ニ申参り候、則明廿日々可渡被遊候、西村近江殿鷹様え被為召出被仰渡候、御憐愍之被為思召難有御座候、尤組中へ早速順達致候様御座候、

一、庄内上米四斗三升入 壹俵二付 代銀四拾六匁壹分四厘

但 一石百七匁三分

右之御積ニ而御入用程の代物、本兩替銀手形ニテ持參可被下候、引替ニ御米御渡し可申候、尤手形ニ町々御年寄様名当ニ為御書可被下候 以上

尤米相場ニ准シ直段引下ケ申候

未八月十九日

西錦小路町年寄

近江 久兵衛 長兵衛 平七

関白鷹司輔平手配の米三千石が遅ればせながら京都に届いたので、八月二十日に低くなった相場で売られるというのである。となると、東町奉行丸毛和泉守の大坂からの米は高すぎていよいよ誰も見向きもしなくなる。「鷹司殿ハ段々相庭下直ニ随ひ御売払ありて御役所米者、弥是ニ妨られ跡へも行かざる由噂」があった。西村はかねてから鷹司家その他の堂上方出入りの扇屋で、米の世話にかかりたることは皆知っていることで、それを他の町からも感謝されていたので、「世話おもひての書附にて触流しを仕た」のがこの触流しであったというのが、西村の言い分であった。鷹司輔平がこうした米の手配をしたのは、関東へも御届けの上のことであるらしいなどの噂もあった。

しかし、町奉行所は、触れ書は「不依何事ニ御堂上方ハ被仰出る事とも、町々人民之者直通達不相成之旨御法度有」という先年来の仰渡しに違反していると言ひ、公事方与力入江吉兵衛は頭ごなしに叱りつけるばかり、鷹司が手配した米を買ってはいけなとも良いともいわず、ただ叱るばかりで、張本は誰かと問いただしたり、あげくには鷹

司殿は米屋ではあるまいなどと広言までする有様であった（C）。

そうこうするうちに、八月廿二日にいたり西村近江は手鎖の上町預けとなり、久兵衛・長兵衛も町預けとなった。上京では町として鷹司の米を買うことはなかったが、少しづつ個人で買ったものがあり、下京では有り難い思し召しとして買うべきところが、右のような奉行所の態度なので、とりやめになった。鷹司家では米高三千石程を売ってその後は米の販売を取り止めた。公家が要らざる世話をすべきでないなどの誹りもあったという。鷹司輔平は町預けとなった近江を気の毒に思い、差入れなどもし、また、奉行所に近江の処分のことをそれとなく尋ねたりしたが、役所では米のことは一言もいわず、ただ吟味の筋があるからだと言答するばかりであった。西村に言わせれば「誠二御役所米鼻あかされたる心外のまま腹立紛と哉らん、弱ひ者か夫々とらるる道理にて三人こそハ迷惑難義之事也」（C）という奉行所の処置であった。

#### 4. 改革

御千度参りは幕府の京都支配に一定の改革をもちたした。その最大の効果は京都の役人の人事である。七月晦日夜に、所司代戸田因幡守の公用人加藤治兵衛が俄に役を召し放しになった。所司代が関白に会談を申しこまれたのはその翌日の八月一日であるから、八朔の挨拶にゆかなければならない前夜に公用人に救米遅延の責任を取らせたのかもしれない。その際に近江屋忠蔵との増収賄の結び付きを追放の理由としたのかもしれない。

九月になると、十六日に丸毛和泉守が急の御召しで江戸へ呼ばれ、通常の参府の節の老中への挨拶廻りも不要とさ

れ、やがて、奉行職を免じられ、寄り合いとなる。跡役は池田筑後守長恵であった。所司代戸田因幡守も、十一月十七日に江戸へ召し返さることとなったが、大嘗会のために、京都をはなれるのは、十二月十三日であった。東町奉行所の与力木村九郎兵衛と妻木市郎兵衛はかねて不正が多かつたとして免職となった。雑色四家の内の一家松尾与右衛門も、賄賂などを懐にし、取り計らいが良くなかつたという理由で、召し放しになった。

改革の手は役人のみではなく、米価をつりあげた商人にも及んだ。近江屋忠蔵は、同じく丸毛と結託したという米屋伊三郎とともにお尋ね者とされ、両者とも逐電したが、やがて、米屋伊三郎は丹波で、近江屋忠蔵は近江で逮捕され、入牢となった。

京都町触は天明八年六月次のように触れ出している。<sup>(24)</sup>

一、新町五条下ル町近江や忠蔵事、博奕等もいたし、其上近年凶年打続一同困窮、別而米高直二而人々及難渋候時節をも不弁、全一己之利欲二拘り多分之買込等致、別而不埒二付、此度御仕置被仰付家財欠所二相成候二付、右徳用金貳万貳千兩欠所金二可相成候処、近年打続諸色米穀等高直二付、一同難儀時節、其上当春火災後町中難儀之儀二付、格別之御憐愍を以爲御救金貳万兩月三朱之利付二而御貸附被仰付候、尤町続焼残之町々茂諸商売手狭二而一同難儀之趣二相聞、其上町中御救之儀二付、町家之者共之三ヶ一御貸附被仰付、元金ハ一同来酉年々五ヶ年限二相納、尤御貸附之利銀を以、年々米穀雜穀御買上ヶ置、町中永続之手当二被仰付候、且追而被及御沙汰候迄ハ米穀買置候儀見合、当分ハ雜穀斗御買上ヶ之積二候

(下略)

また、残り二千両のうちで、東町奉行所に買った雑穀を収納する土蔵を建て、残りは土蔵の修復料にあてて、永続の手当てとした。

所司代や奉行所・商人に対してはこうした一定の改革がなされたが、逮捕され町預けとなった西村近江らはどうなったであろうか。

大嘗会などで延期されていた町役三人への処分は十二月四日に三人とも戸メという仕儀となった。「西村居宅は蔵塀二而門口計を戸メられ、播磨屋も小店故青竹閉」(C)、三木長兵衛の家は、奥行きが一間半ばかりなのに、南北広く七間ばかりで、二階建ての上、店の場所が賑やかな町なので、二階の格子から店の小窓まで青竹をうたれた。年も越し、翌天明八年の正月五日になると、播磨屋と三木とはやっと無故障御免となったが、西村だけは御免なく、その後まで戸メがつづけられた。その理由については、西村近江が「近年町役之事共を実儀を以て批判など言て居たる人柄なり、今度ハ大きな礙と成たる者」(C)と噂された。

おわりに

### 1. 御千度参りの性格

以上のように当時の多くの報道が語っているように、御所御千度参りというのは、米の廉売を要求する京都固有の大衆行動であり、その要求を一応達成したものであったが、それは江戸や大坂をはじめとして日本全国各都市で起こって米騒動とまったく異質なものであったのだろうか。当時、天皇はその権威を回復しつつあり、やがて大政委任

論を成立させ、ついには攘夷問題での一定の政治的役割を回復する道を歩んだのであるから、その一段階に巧みに天皇の権威を利用したという点で、江戸時代天皇の都に固有の運動ではあった。しかし、米騒動の暴発性や破壊性・秩序違反と対比させ、賽銭を御所に投げ込んで豊年を祈るという宗教的大衆行動の秩序だった平穏性のみを一面的に強調するとすれば、それは一面的な評価であり、全面的な歴史的評価とはいえないと思う。なぜなら、そのような評価は、そもそも、米騒動Ⅱ打ちこわしが民衆の暴力的破壊行動であり、略奪暴行をあえてする鬱憤晴らしだとする先入観からきているからである。

たとえば、同年五月に起こった江戸の打ちこわしの情報をみてみよう。意外なことにこの時の打ちこわしは、その秩序正しさが特徴なのである。<sup>(25)</sup>『東京市史稿、産業編、三一』の水戸藩士見聞書は「水道町豊島やと申、其日相成売合下げ申候て、下直に売申、一体下直に買込候て、大益を取候は不宜と申、仲間申合を忍び売申候故か、是へは構へ不申候」「右の人数ハ其所々にて見立、食事を申付、心静に支度いたし、目指所計り破候、隣家などへは少しも構へ不申候、誠に丁寧礼儀正しく狼藉に御座候」とその礼儀正さを指摘し、同時に、組織された群衆が安売りする米屋を打ちこわさないことを記録している。悪徳の米屋を打ちこわす時も、同見聞書は「打破候様子は家の内不残破り、諸道具不残粉にいたし候て衣類等引さき、土蔵を落ち破り、米俵往還へ持出し切崩し、三雑穀を一つに交ぜ、井の内へ入、川中へ入、一粒も取不申候<sup>(26)</sup>」と、かれらが盗みを一切しないことを強調している。同様の見聞は、他の記録にも「夜中こわし候節は、衣類諸道具夥敷往来へ投出し置候得共、徒党之者ハ一品ニても私欲ニいたさず、盗取候者壹人も無之候<sup>(27)</sup>」とあり、共通している。

このように、米騒動といい、打ちこわしというものは、もともと米の廉売を要求する大衆行動であって、もし安売りに同意すれば、打ちこわさず、盗み・傷害・殺人などの人体への暴行は集団内の規律で固く禁止していたものである。もちろん、「近所より罷出右乱妨二紛レ入、品々盗取、おもに米を盗取候者夥敷有之」<sup>(28)</sup>ことはたしかで、付和雷同の盗みが附随したことは間違いないが、徒党を組んだものたちは厳しく私欲を禁じていたのである。

このことは、天明七年五月の打ちこわしにかぎられるものではなかった。同年の暮れに幕府が出した酒造制限令貫徹のための百姓一揆が相模と丹波で起こり、打ちこわしの様相を呈したが、その礼儀正さと組織性は著しかったとい<sup>(29)</sup>う。このように百姓一揆には、本来一揆の作法とでもいべき鉄則があったのである。すなわち、対象となった米屋や酒屋は、天下万民の米の廉売要求を受け入れる場合には、羽織・袴・かみしもを着けて百姓一揆の群衆を出迎え、蔵を点検させ、米の石数を数えおわると、廉売の約束証文を取った百姓一揆は礼儀正しくその場を立ち去るのであった。そのことは、相模の土平治一揆でも、口丹波の百姓一揆でも同様であった。打ちこわされたのは、廉売要求を實力で拒否しようとした米屋・酒屋に限られていた。

百姓一揆や打ちこわしが本来こうした秩序だった組織的集団的な行動だったとすると、京都の御所御千度参りとの間に、天地の隔たりがあるわけではなかったこととなる。それは、当時の民衆の共通の大衆行動の異なった現れに他ならなかったのである。

## 2. 御千度参りの民衆心情

天明七年の御所御千度参り

とはいっても、御千度参りには、やはり、打ちこわしとは異なった、それなりの一種の民衆心情——宗教的心情があったことは疑いない。当時の記録者たちの思想を媒体としたものではあるが、御千度参りの民衆の心情を物語る説明をみておこう。神沢杜口は「是嘗て当今聖主の聞えましますによりて、万民の洪福を仰ぎ崇む心より起これるなるべし」と、光格天皇への尊敬にその原因を求め、先述のように「世の静謐を御所に願ふ<sup>(30)</sup>」のは当然であるとしている。尊王論が浸透しつつあった当時の京都の知識層の共通の感覚であったろう。

公家侍であった大島氏の場合には、「か様ニ困窮ニ及候事ハ人心猥リニ仏法而已ニ帰し、神道を疎ニする故、神明是を悪ミ給ふ故ニか様之困窮ニ及ふ、兎角神道を守り而国風を疎ニせざる事こそ肝要なれとて、群人禁中へ参り」(B)という。国学者流の神道尊重を天皇を取り囲む公家の権威回復と結びつけている評価と思われる。

民衆のなかにあつては、それらの心情は御所参りをするなかで、町奉行や所司代への批判となり、さらにはその要求が御内裏にきこえることを心のなかで期待し、なんらかの幕府への指示を願望するまでになっていったと思われる。それなしには、その後に見られるような幕府に対する天皇の権威回復は生まれなかったであろう。江戸の米騒動の記録を吟味した岩田浩太郎氏は、幕臣左兵衛が「嗚呼天なる哉、命(明)なるかな、年号の業にもあらず、今上皇帝の御冠の領しにやと、土俗の悔へ言取にたらず」と記していることを紹介し、民衆の天皇に対する態度に地域的な差異があつたことを指摘している。<sup>(31)</sup> 氏のいわれるように、たしかに京都の町衆のなかに生じた、幕府の京都支配やそれと癒着した町代への批判などは、幕府の権威を相対化しうる御所の存在という権威の多元性をのこしていた京都の特殊性なしには、生じなかつたであろう。

権威の多元性を活用しようとしたのが、御所の御千度参りの根底に横たわっていた民衆心情であるといつては言い過ぎであろうか。それは、畢竟、民衆の政治的策略でもある。一度鎮静化しかけた御千度参りが、町奉行たちの施行の遅滞をきっかけに再現した基底には、おそらく西村近江の個人的画策以上の大衆心情の形成があつたあつたものといえよう。権力と威力の多元的存在は民衆を自由にするのである。

### 3. 下からの政策転換

西村近江一人だけが、戸メを長く解かれなかつたのは、彼が様々な幕府の京都行政への批判を再々おこなつていたからであると記されていたが、それは、事実であつた。もちろん塚本氏が詳細に分析しているように、それは西村一人ではなく、広くしかも長期にわたる町衆たちの数多い建白行動のなかの一つに過ぎなかつたが、それにしても、突出した一つであつた。天明七年二月に提出された、西村近江の幾つかの言上書<sup>(32)</sup>（長刀鉾町文書）はそれを物語っている。その全体的な分析は塚本氏の論文<sup>(33)</sup>にゆずるが、そのなかの実現した例を若干あげておこう。

西村の言上書は四通あるが、いずれも非常に具体的である。そのなかで、広東人参停止解除については、「広東人参御停止被仰出候御節も間違之義申上候人有之と奉承知候得共、乍恐御再吟味被遊、弥間違二候者下地之道売買御免被下候様宜敷御座候はん哉と奉存候、比俣二而者追付咎人も出来可申儀難計奉存候」と批判している。これにそつた政策変更は、天明八年二月十二日の江戸触<sup>(34)</sup>で、「此度御糺之上、病症ニより其功能も可有之二付、下々迄容易ニ相用候ため、向後前々之通売買勝手次第可致旨被仰出候」と京都の町に触れ出されている。

また、捨て子の養育が町々に責任づけられていたことが、安易で無責任な捨て子の増加を産んでおり、今後捨て子を非人小屋にあずけることにすれば、捨てるものが減るのではないかという献策は、現在から見ればけっして首肯できるものではないが、その趣旨は、天明八年の正月二十二日の町触<sup>(35)</sup>に採用され、捨て子を非人小屋にあずけて、育料をその町から出すという享保十五年の制に復帰している。

もつとも、彼の厳しい批判は、単に政策批判に止まらず、公家・武士のあり様にまでおよんでいたから、その意見は直に幕府の政策に反映されるものではなかったであろうし、その点では、行政当局に憎まれる危険があったのも事実だったと思われる。

天明七年同日の言上書<sup>(36)</sup>は、第一に公家堂上家が支出を節約して、あぶれものなどを安く雇ったり、金儲けのために家名を売るに等しい契約をし、御上は武家方の大禄を羨むなどしていることを挙げ、それは「王位之軽きに相当り可申と千万嘆ケ敷奉存候」と批判している。第二には、大名の勝手建て直しは「上御主御壺人様次第」と指摘する。また第三に旗本について同様ながら、さらに身軽なだけに法外のことと困っていると述べている。最後に、諸家諸士方全体に金銀で役付も手にはいるなど、「御奉行職之御方と申候而も、其筋二者御当り無御座」、長く下で役務に精通してきたものの言うなりになり、新しい改革もできないで平穩無事に任期を全うすることをねがっている、下々から諸役人に取入って勝手なことをするようになっていっていると批判し、徳川家斉がまだ幼少であるので、開国から三代目の將軍（家光）のような立派な將軍となり「御上壺人様の御人徳を以万民実意を守り可申候」と要望している。この様な大胆な為政者批判は新しい民衆の政治意識の目覚めとして注目すべきであろう。このような民衆の政治意識の誕

生は、公儀の御百姓意識から国民国家の国民意識への重要な転換であるが、その分析は今後の課題として残さざるをえない。

#### 4. 伝聞記録と事実史料

最後に、ここで用いた史料と伝聞記録との関係について気のついたことを挙げて結びとしたい。

たとえば、『京兆府尹記事』は、かならずしも確實正確な事実記録として取り扱われてこなかったが、その記述は存外に正確をきわめていることである。

池田筑後守の近江屋忠藏の処置について、『京兆府尹記事』は、「近江屋忠藏が貯ふ所の金子を欠所として、是をヶ様ヶ様となさば、京都一同の憤りをつぐのひ、且ハ永世の備とも成べしと、思案するに忠藏又欠所とする程の罪なしとハイへども、一人を罪し数万人を助くべしと家財を欠所したりけり、(中略)扱も忠藏欠所金の内三千両を以て府中に米倉を建てられ、金貳万両ハ京中へ三朱の利足を以て貸渡す、尤其利足をもって年々扱米を納めしめて、飢饉の備へとすべきよし、大都督へ告しめ、執事に伺ふ所伺ひの通り御沙汰あつて其ごとく成行バ、市中一同よろこびの色をなす、尚其外捨て子ゆへ町々迷惑の趣きを聞て、向後捨子ハ非人へ引渡すべき段申渡さる杯、筑後守が取斗らひにして市中愁ひをまぬかれ、是より捨子甚少し」とのべている。この記述を、先にあげた近江屋忠藏に対する処分の町触(注24)と比較すれば、その正確さが知られるであろう。すなわち、欠所金の扱いや利息の使用法などは、池田筑後守町奉行の時の処置そのままであり、おそらくは町触を材料としたのであろう。捨て子の取扱に関する伝聞記事に

しても、町触と合致している。史料Aについても、同様のことがいえるであろう。今後、とりわけ下からの歴史の叙述に際して、従来以上に積極的に伝聞史料を利用できることを示唆するものといえよう。

後記、町触研究会や同志社大学人文科学研究所第六研究会での論議に多くの御教示をえた。史料の引用を認めてくださった諸機関に感謝するとともに御礼申し上げたい。

注

- (1) 拙稿「寛政改革と京都町奉行所―酒造制限令と口丹波騒動(中)」(『同志社法学』第一三五号、第二六卷四号) 四―一一頁
- (2) 塚本 明「近世中期京都の都市構造の転換」(『史林』七〇―一五、一九八七年九月)  
同 「近世後期の都市の住民構造と都市政策」(『日本史研究』三三一―三三二号、一九九〇年三月)  
藤田 覚「国政に対する朝廷の存在」(『日本の近世2―天皇と将軍』一九九一年所収)  
同 「近世朝幕関係の転換」(『歴史評論』五〇〇号、一九九一年)  
同 『松平定信』(中公新書一四四二) 一九九三年七月刊  
同 『幕末の天皇』講談社、一九九四年九月刊
- (3) その写真版は、現在、京都市歴史博物館および、長岡京市史編纂室にある
- (4) 鞆岡家は、江戸時代初期以来の友岡村の幕府御料の世襲庄屋で、豊富な史料を所持している。その写真版が長岡京市史編纂室にある
- (5) 二宮宏之「思想の言葉」(『思想』八一―二号、一九九二年二月)、シャルチュエ「表象としての世界」(二宮宏之訳、『思想』八一―二号所収)
- (6) 京都町触一四三六、『京都町触集成』第六卷、四三四頁。以下、京都町触はその巻号・番号で表示する
- (7) 『京都町触』六卷一四四四号

(8) 『京都町触』六卷一四三九号

(9) 『京都町触』六卷一四四一号

(10) 『京都町触』六卷一四五二号

(11) 『落葉集』、藤田覚『幕末の天皇』五九頁

(12) 『翁草』卷之百十六、『日本随筆大成』二三二卷、一八三頁

(13) 藤田『幕末の天皇』五六頁

(14) 『翁草』卷之百十六、『日本随筆大成』二三二卷、一八三頁

(15) 『翁草』卷之百十六、『日本随筆大成』二三二卷、一八四頁

(16) 『油小路隆前卿伝奏記』一、天明七年六月二二日条(宮内庁書陵部所蔵)

(17) 藤田『幕末の天皇』六八―七五頁、

伝奏は演説書ではなく、口頭の伝言を書付にただけだと、弁明していて、それを受け取った所司代戸田因幡守も老中への書状のなかで、「尤急度いたし候儀に者無之、口上之趣被書取候由」(『御勝手方御用留』第四冊四五三頁、『内閣文庫所蔵史籍叢刊三〇』、汲古書院一九八三年刊)とのべている

(18) 米穀次第二高直二相成、町々端々のもの共、困窮及飢二も候趣二付、手当之儀町奉行江為申渡置候処、御救米之儀再三久留嶋信濃守よりも、伏見同様困窮申立御救米之儀申達候得共、諸国一統難渋之儀二候間、容易難被及御沙汰筋と被存候、併末々之者共取続も難相成趣二付、被申越候趣、令承知候、右は人別等は不相知候得共、其地ハ米五百石伏見ハ米貳百石迄を限り、先ツ御自分取斗を以て、二条御蔵より被相渡、町々之内実々可及飢二もの共江御手当被下候積可被取斗候以上

六月廿二日

連名

戸田因幡守殿

(『御勝手方御用留』第四冊 四四六頁 『内閣文庫所蔵史籍叢刊三〇』)

(19) 御書面之通所司代江被仰遣

天明七年の御所御千度参り

同志社法学 四六卷三・四号 四五 (四六七)

候旨奉承知候

未

七月十八日 御勘定奉行

同吟味役

先達而より雑人御築地内多人数徘徊いたし候趣相聞候付、御場柄之儀勘弁致し候様御附江申達被置候処、伝奏衆被申聞候は、世上困窮卑賤之輩及飢渴候者数多有之候由何となく達御聴

禁裏

仙洞被旁

叡慮候付、不及飢命候様取斗方も有之間敷哉、御自分勘弁致候様関白殿被申候、右二付被申越候趣令承知候、先達而其地町々困窮之趣申越候付、実々可及飢者江ハ米五百石迄御手当有之積り、去月廿二日相達候、右御手当も有之、其上最早新穀出来之時節も相成候間、御築地内徘徊致し候ものも無飢人も無之様子候哉、万一右御手当二而行届兼御築地内徘徊人も不相止、其地町々実々困窮も相聞候ハ、御自分勘弁之上、猶亦御手当之儀相応ニ被取斗候上ニ而其段可被申越候、以上

七月十八日

連名

戸田因幡守殿

〔御勝手方御用留〕第四冊四五―二頁、『内閣文庫所蔵史籍叢刊三〇』、汲古書院一九八三年刊

(20) 『油小路隆前卿伝奏記』二、天明七年八月一日条 (宮内庁書陵部所蔵)

(21) 『京兆府尹記事』卷之式拾 (国立国会図書館蔵)

(22) 『京兆府尹記事』卷之式拾 (国立国会図書館蔵)

(23) 塚本氏は、西村近江の建議書について、「町という集団を否定しようとするのではなく、新興町人層の台頭と家業の展開に伴う住民構造の変容に応じて、新たな町のありかたを模索する中から、借家人も含め、個別の家経営それぞれが責任を負う、つまり自己帰責の住民共同体としての町へ、という提案としてだされている」と評価している。この御千度参りも、そうした、町の構造変化の展開過程における動きとして評価できるであろう。(塚本「近世後期の都市の住民構造と都市政策」)

六八頁、『日本史研究』三三二号、一九九〇年三月)

なお、西村とともに活動した播磨屋久兵衛は小さい商人であり、三木長兵衛も鼓太鼓の商人で、かならずしも大商人ではない。新興商人でもないし、古くからの家持町人でありながら、京都の公家文化と不可分の職人的町人たちであり、それらが持つ屈折したマンタリテに注目する必要がある。

(24) 『京都町触』七巻、一六四九

(25) 江戸の打ちこわしについては、岩田浩太郎「天明期江戸の政治意識―打ちこわしの記録世界」(『歴史評価』五三六、一九九四年二月号) 参照

(26) 「津田信弘見聞続集付録、江戸会誌第二巻七号 (『東京市史稿産業編』三二、九二―九五頁)

(27) 「縮地千里」(国立公文書館、内閣文庫所蔵、『東京市史稿産業編』三一、一九三―四頁)

(28) 注27に同じ

(29) 土平治騒動については、一九五四年に発表された、石井光太郎「相州津久井県百姓騒動記」(『経済と貿易』六二―三)、宗京奨三「相州津久井県の土平治騒動について」(『駿台史学』第六号) がある。拙稿「寛政改革と京都町奉行所(上)」(『同志社法学』一二七号、一九七三年三月) にその大概を紹介してある。

たとえば「村役人方江」(右之米穀・有金を預け、即ち預り証文を取り)、土平治申様、此上村役人中、御頼申す事あり、火之元の義我々も随分念を入候得共、猶跡々にて御心を付て可被下と懇に相頼み」とあり、または、酒造家喜右衛門は「袴羽織に扇子をもち、門先へ罷出、地に手をつひて申様、是は是は土平治殿を始め数多の人々は迄御出之段御苦勞千万ニ奉存候、……と甚尋常の挨拶致しければ、……思ひの外尋常の仕方、家作等打潰すに及不申候」と、一同酒肴の馳走になったうえ、「御深切の御馳走恭なしと一札のべ、……礼儀正しく其場を引取る」というのが、本来の打ちこわしの作法であった。

口丹波の騒動については、拙稿「寛政改革と京都町奉行所(中)」(『同志社法学』一三五、第二六卷四号) に紹介したように、「(酒造家・村役人らは) 上下にて、河原に罷り出で飲酒を進め品々をもてなし、詫び言いたし、酒・米・糟・糠まで値段をさめ、すべて下直にいたし売買をいたされ、談合に滞りなく、……大藪村惣四郎へ来り候、惣四郎上下にて罷り出で候て、

各々御苦勞の儀酒米など御吟味下され候よう申し込み、見物の上相對にて事ずみいたし申し候」（二〇頁）と、まことに礼儀ただしく、組織的であった。

- (30) 「翁草」卷之百十六、『日本随筆大成』二三卷、一八三頁
- (31) 岩田浩太郎「天明期江戸の政治意識―打ちこわしの記録世界」（『歴史評論』五三六、一九九四年二月号）注13、五七頁
- (32) 京都長刀鉾町文書（京都市歴史博物館の写真版による）
- (33) 「近世後期の都市の住民構造と都市政策」（『日本史研究』三三一号、一九九〇年三月）六四～八頁
- (34) 『京都町触』卷六、一五一八
- (35) 『京都町触』卷六、一四九九
- (36) 京都長刀鉾町文書